

株主代表訴訟 にかかわる改正Q & A

制度調査部
堀内勇世

会社法制現代化要綱案より - 3

【要約】

平成17年に制定される予定の「会社法」では、株主代表訴訟についてもいくつかの改正がある。

「株主代表訴訟を提起することができない場合に関する規定の整備」、「不提訴理由の通知の制度の整備」、「株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し等」の三点である。

ここでは、Q & A形式で、簡単な解説をする。

Q1 平成17年(2005年)に制定される「会社法」では、株主代表訴訟にかかわる改正があると聞いたが、本当か？

A1

まだ会社法の法案は公表されていないが、すでに会社法の大枠が決まっている。2004年(平成16年)12月8日に法務省の法制審議会「会社法(現代化関係)部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」(以下、「**要綱案**」)がそれである。

この要綱案によれば、次の三点が、掲げられている。

株主代表訴訟を提起することができない場合に関する規定の整備

不提訴理由の通知の制度の整備

株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し等

Q2 「株主代表訴訟を提起することができない場合に関する規定の整備」とは何か？

A2

これは、株主代表訴訟制度が悪用される場合がないとは言えないので、これを未然に防ぐために法整備をしておくものといえる。



具体的には、次のような場合には、株主代表訴訟に係る訴えを提起することができないと規定することになっている。

- イ 当該訴えの提起につき、当該株主が自己若しくは他人の不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的を有する場合
- ロ 当該訴訟の追行により、会社の正当な利益が著しく害されること、会社に過大な費用の負担が生ずることその他これに準ずる事情が生ずることが、相当の確実さをもって予測される場合

つまり、権利濫用的な場合などには、株主代表訴訟に係る訴えを提起しても、裁判の途中で訴える資格なしとして、裁判が打ち切られることもあるということである。

Q 3 「 不提訴理由の通知の制度の整備 」とは何か？

A 3

株主代表訴訟の基本的な流れは、次のようになる。ここでは、取締役の責任を追及する場合で、会社が訴えを提起しなかった場合を想定している。

株主が、会社に対して、書面をもって取締役の責任を追及する訴えを提起することを請求。

会社が 60 日以内に訴えを提起するか検討。

会社が 60 日以内に訴えを提起せず。

株主が自ら訴えを提起する。

上記 の段階で、会社が訴えを提起しなかった理由は、 の請求をした株主にとっても、責任追及されている取締役にとっても、重要である。しかしながら現行法上、その理由の開示については特段の制度がない。そこで、会社が訴えを提起しなかった理由の開示に関する制度が規定されることになった。

具体的には、要綱案では次のように記載されている。

株式会社が株主から取締役の責任について提訴請求を受けた場合において、提訴期間中(商法 267 条 3 項) に訴えを提起しなかったときは、当該株式会社は、当該株主又は取締役の請求により、遅滞なく、当該株主又は取締役に対し、訴えを提起しなかった理由を、書面(不提訴理由書) をもって通知しなければならないものとする。

つまり、簡単に言うと、会社が訴えを提起しなかった場合、訴え提起を請求した株主や責任追及されている取締役から請求があれば、会社は訴えを提起しなかった理由を書面で開示しなければならないとされるのである。

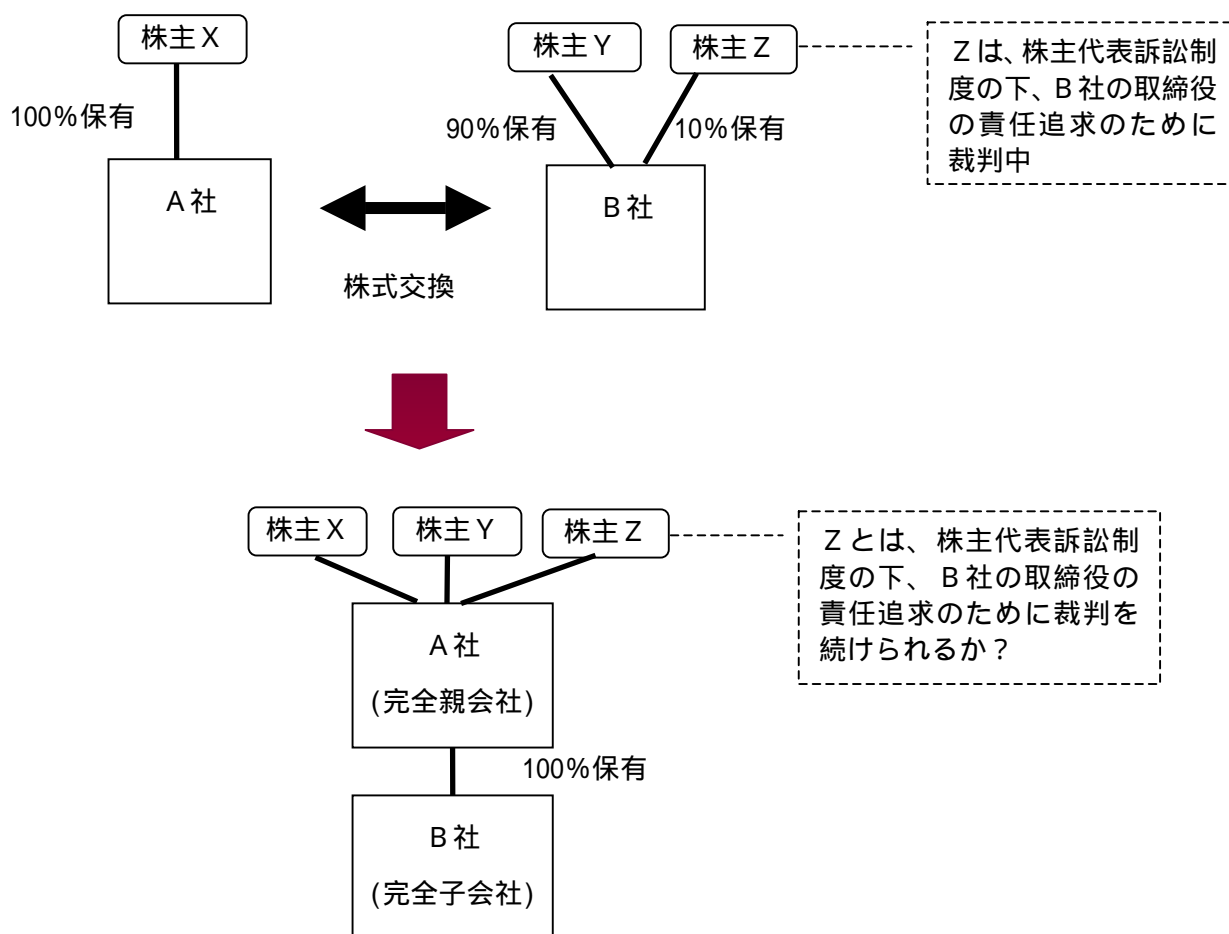
なお、株主代表訴訟は、監査役などに対するものもあるので、同様の手当てがされる予定である。

Q 4 「 株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し等」とは何か？

A 4

例えば、B社において、株主Zが取締役に対して株主代表訴訟を起こし、裁判中であったとする。このとき、A社によってB社が株式交換で100%子会社化されたとする。その結果、ZはA社の株主となる。このような場合、ZはA社の株主になっても、B社の取締役の責任追求をするため、株主代表訴訟の制度の下、裁判を続けられるかが、解釈上の問題がある。

< 図表 >



これに対して、近年、否定的な判決、つまり上の例でいえば、Zは裁判を続けられないとするような判決が出た。しかしこれでは、株主保護にかけるといっているので、要綱案では、手当てすることになっ

たのである。また、合併についても同様の問題がありえたので、手当てすることとされている。
この点につき、要綱案では、次のように記載されている。

株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し等

イ 完全子会社となる会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、当該株式交換・株式移転により完全親会社となる会社の株主となるときは、当該原告は、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。

ロ 合併の消滅会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、合併により消滅会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、当該合併により存続会社等の株主となるときは、当該原告は、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。